

10年保存



地発第1117006号
基発第1117002号
職発第1117003号
能発第1117004号
雇児発第1117002号
政発第1117001号
平成15年11月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省職業能力開発局長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)
厚生労働省政策統括官
(公印省略)

総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的取組について

総合的ワークシェアリング政策の推進については、平成15年11月17日付け厚生労働省発政第1117002号「総合的ワークシェアリング政策の推進について」により、厚生労働事務次官から貴職あて、その趣旨等について通達されたところであるが、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、ワークシェアリングの導入の一層の促進に努められたい。

記

1 ワークシェアリングについて

ワークシェアリングとは、本来、雇用の維持・創出を目的として労働時間の短縮を行うものである。加えて、労働時間短縮と併せた形で、例えば、高年齢者の継続雇用や若年者の受け入れ又は教育訓練を実施する等についても、雇用の維持・創出の効果が期待できるものであることを踏まえ、これら施策の効果的な活用もワークシェアリングととらえ、積極的に推進されたい。

2 都道府県労働局ワークシェアリング推進本部の設置等

(1) 都道府県労働局ワークシェアリング推進本部の設置

イ 各都道府県内の企業におけるワークシェアリングの導入を推進するため、各都道府県労働局に都道府県労働局ワークシェアリング推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

なお、厚生労働省本省に別紙1のとおりワークシェアリング推進本部を設置する。

ロ 推進本部の組織は、「ワークシェアリング推進本部組織規程準則(別紙2)」を参考とし、各都道府県労働局の組織及び管内の企業におけるワークシェアリングの導入状況等を勘案し、適宜定めるものとする。

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次の業務を行う。

イ 厚生労働本省からのワークシェアリングに関する情報及び当該都道府県におけるワークシェアリングに関する情報の取りまとめ

ロ 当該都道府県労働局におけるワークシェアリング政策の総括及び総合調整

ハ 推進本部を中心とした事業主に対するワークシェアリング導入促進のための支援等に関する具体的方策の決定

ニ 管内の企業におけるワークシェアリングの導入状況の把握及び推進本部を中心としたワークシェアリング導入促進に係る取組の成果のとりまとめ

ホ 当該都道府県内の労使団体及び都道府県庁等との情報交換及び連絡調整

ヘ その他ワークシェアリングの推進に関し必要な業務

3 事業主に対するワークシェアリング導入促進のための支援等の具体策

(1) 推進本部を中心とし、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政が一体

となって、ワークシェアリング導入促進のための支援等を行うものとする。

(2) 具体的には以下の事項を実施する。

イ 本部長等による事業所訪問を通じたワークシェアリング導入促進のための支援等及びワークシェアリング導入意向の把握

(イ) 推進本部において、例えば、過重労働の解消を図るに当たってワークシェアリングについての助言等を希望している事業場、雇用調整助成金を申請する予定のある事業所、高齢者の継続雇用に関心のある事業所、短時間勤務に係る雇用管理に関心のある事業所等局内各部室が得た情報に基づき、地域の実情に応じ、訪問対象企業を選定・決定し、事業所訪問の実施時期、実施体制等を決定する。

(ロ) 事業所訪問の際には、「ワークシェアリングってなんだろう？（リーフレット）」、「緊急雇用創出特別奨励金のお知らせ（リーフレット）」、「過重労働による健康障害を防ぐために（リーフレット）」等を活用し、ワークシェアリングの導入促進のための支援等を行うとともに、ワークシェアリング導入の意向を聴取する。なお、「ワークシェアリングってなんだろう？（リーフレット）」は、現在改訂中であり、アドバイザー派遣等依頼書（仮称）を添付する予定である。出来次第送付するので、ワークシェアリング導入意向の把握のために活用を図るものとする。

(ハ) 事業所訪問は、本部長並びに副本部長及び本部員を中心とし、適宜、局内関係課室長が行うとともに、当該事業所を管轄する労働基準監督署長及び公共職業安定所長等を加えるものとする。

(ニ) なお、支援等の際には、ワークシェアリングという名称のみをもって関係ないと判断される可能性があるため、1に留意し、多様な取組方を示すよう努めることとする。

ロ ワークシェアリングの導入促進のための周知等

(イ) 過重労働が行われるおそれのある事業場等を対象とした労働基準監督署による調査、指導等と併せたワークシェアリング導入促進のための周知を行う。

(ロ) 公共職業安定所による求人開拓に併せ、ワークシェアリングの導入促進のインセンティブとなるワークシェアリングに係る緊急雇用創出特別奨励金の周知を行う。

(ハ) 公共職業安定所を利用する求人者等への同奨励金に関するリーフレットの配付、説明等の周知を行う。

(ニ) 「ゆとり創造月間」(11月)におけるシンポジウム等における同奨励金の

周知を行う。

ハ 導入意向を把握した企業に対するフォローアップ

把握した導入意向の状況を推進本部に集約し、各種アドバイザー等によるアドバイス、情報提供等の要請があった事業場に対し、推進本部から、各担当部室を経由して、労働時間短縮支援センター（（社）全国労働基準関係団体連合会）都道府県支部を通じ診断・指導アドバイザー（労働時間制度改善支援事業）、都道府県高年齢者雇用開発協会を通じて高年齢者雇用アドバイザー、21世紀職業財団を通じてパートタイム雇用管理アドバイザー等の派遣又は相談援助対応等を要請し、各種アドバイザー等が企業に対するワークシェアリング導入に当たっての雇用管理や労働時間制度の改善に関するアドバイス、情報提供等を行うこととする。

ニ 各都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所主催の会議・説明会等におけるワークシェアリング導入促進のための周知

ホ 地域産業労働懇談会その他事業主団体や地方公共団体等関係機関が主催する会議等を活用したワークシェアリング導入促進のための周知及び気運の醸成

4 その他

各都道府県労働局においては、11月中を目途に推進本部を設置することとし、今後の具体的取組方針について決定し次第、速やかに別添様式により厚生労働省政策統括官あて報告されたい。

また、各都道府県労働局において推進本部の第1回を開催する際については、マスコミ等に広く周知するように努めていただきたい。

さらに、本省においては、ワークシェアリングの導入促進のための助言・支援に活用を図るため、年度内を目途に、ワークシェアリングの導入に係る問題点の解決・手順等導入のあり方についての秘訣集及び導入の段取り・手順をとりまとめることとしているところであり、当面、上記リーフレット等を活用してワークシェアリング推進の支援等にあたられたい。

(別紙1)

「ワークシェアリング推進本部」の設置について

平成15年10月29日設置

1 趣旨

ワークシェアリングについては、昨年12月の多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意に基づき、現在、多様就業型ワークシェアリングを中心にワークシェアリングを推進しているところ。ワークシェアリングには様々な類型があり、例えば、高年齢者の継続雇用や若年者を受け入れ又は教育訓練を実施するという形でのワークシェアリングを推進することは、高齢者雇用、若年者対策等にも資するものであり、政府としてもワークシェアリングに対する取組姿勢を強化し、企業におけるワークシェアリングの導入をさらに推進する必要がある。そこで、「多様就業型ワークシェアリング導入モデル事業実施プロジェクトチーム」を改組し、「ワークシェアリング推進本部」を設置するとともに、各都道府県労働局にも「ワークシェアリング推進本部」を設け、総合的なワークシェアリング政策を推進することとする。

2 構成員

政策統括官（労働担当）

大臣官房地方課長

労働基準局総務課長

職業安定局総務課長

職業能力開発局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長

参事官（労働政策担当）

3 庶務

推進本部の庶務は、労働政策担当参事官室において処理する。

(別紙2)

ワークシェアリング推進本部組織規程準則

この規程は、各都道府県労働局に設置されるワークシェアリング推進本部の組織についての準則を定めるものとする。

一 設置

〔都道府県名〕におけるワークシェアリングの導入促進を図るため、〔都道府県名〕労働局に、〔都道府県名〕労働局ワークシェアリング推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

二 構成

- (1) 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部長には〔都道府県〕労働局長を、副本部長には〔都道府県〕労働局総務部長をもって充てる。
- (3) 本部員は、〔都道府県〕労働局労働基準部長、職業安定部長及び雇用均等室長とし、必要に応じ、追加することができる。
- (4) 本部長は、推進本部の事務を総括する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 推進本部会合

- (1) 推進本部会合は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じ、招集する。
- (2) 推進本部会合は、本部の運営に係る総合調整を行う。

四 その他

- (1) 推進本部の庶務は、〔都道府県〕労働局総務部において処理する。
- (2) この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

(別添様式)

労働局ワークシェアリング推進本部設置等に関する報告

平成15年__月__日

厚生労働省政策統括官 殿

労働局長

下記により平成15年__月__日付けで__労働局ワークシェアリング
推進本部を設置しましたので、報告します。

記

1 推進本部構成員	
2 当面の取組方針	
3 連絡先 (部課室名)	(担当)

報告提出先：厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室

FAX 03-3502-5395